

建設関係事務事業（その 1）地籍調査の取扱いについて

建設関係事務事業（その 1）地籍調査の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 28 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-11	建設関係事務事業（その 1）地籍調査の取扱いについて
1 現在実施中である神崎町の地籍調査については、耕地部の完了まで現行のまま新町に引き継ぐこととする。 2 耕地部の実施年度の違いから生じる測量精度の差、座標値の有無、測量成果の管理等については、新町発足後早急に調整することとする。 3 山林部の地籍調査については、新町発足後において調整することとする。		

平成 16 年 7 月 28 日 確認・継続審議